

下関市立大学点検評価実施要領

全部改正 令和2年10月7日

改正 令和3年4月1日

令和3年6月25日

(趣旨)

第1条 この要領は、自己点検評価の実施に関し、必要な事項を定める。

(自己点検評価の実施にあたっての基本的な考え方)

第2条 自己点検評価は、次に掲げる事項を踏まえて実施するものとする。

(1) 内部質保証の考え方に資すること

(2) 認証評価や公立大学法人評価と連動し、作業の効率化を図ること

(3) P D C Aサイクルによる改革・改善に取り組むこと

(評価対象組織等)

第3条 自己点検評価は、下関市立大学の運営組織等に関する規程（平成19年規程第3号）第2条第2号に規定する部局長がつかさどる部局（事務組織を含む。以下同じ。）及び各教員を単位として実施する。

(評価期間)

第4条 自己点検評価は、原則として1年間を単位として毎年度実施する。

(評価の実施体制)

第5条 部局による自己点検評価の実施に関する指示、助言、支援及び評価の集約は公立大学法人下関市立大学経営戦略・点検評価会議（以下「点検評価会議」という。）が行うものとする。ただし、教学に関する事項の指示、助言、支援及び評価の集約は下関市立大学教学マネジメント会議が行うものとする。

2 教員による自己点検評価の実施に関する指示、助言、支援（以下「教員への指示等」という。）及び評価の集約は、当該教員が所属する部局の長が行うものとする。

(部局による自己点検評価等)

第6条 部局による自己点検評価及び点検評価会議における当該評価等の集約の実施手順は、次のとおりとする。

(1) 部局の長は、点検評価会議の指定する日までに、当該年度の活動実績報告及び次年度の活動計画を作成し、点検評価会議に提出する。

(2) 点検評価会議は、前項の規定により提出のあった活動実績報告をもとに、評価項目に対する取組状況を判断・評価し、全学に係る実績報告書の案を作成する。

(3) 点検評価会議は、実績報告書の案を経営審議会、教育研究審議会及び理事会に上程する。

(教員による自己点検評価等)

第7条 教員による自己点検評価については、下関市立大学教員評価指針により実施

する。この場合において、部局の長は必要に応じて当該教員が下関市立大学教員人事評価委員会へ提出した教員業績評価シートを教員への指示等を目的に活用することができるものとする。

2 前項によるもののほか、部局の長は必要に応じて学生に実施する授業アンケートの結果を教員への指示等を目的に活用することができるものとする。

3 部局の長は学長に対し、教員への指示等の内容を書面にて報告しなければならない。

(認証評価及び公立大学法人評価の活用)

第8条 部局による自己点検評価において、認証評価及び公立大学法人評価の仕組みを活用することができる。

2 公立大学法人評価における年度計画の業務実績報告書に係る自己評価は、部局による自己点検評価の一環として扱うこととする。

(実績報告書の公表)

第9条 実績報告書は、大学の公式ホームページを活用して公表するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、点検評価の実施に関し必要な事項は点検評価会議が定める。

附 則

この要領は、令和2年10月7日から施行し、令和3年度活動計画及び令和2年度活動実績報告から適用する。

附 則 (令和3年4月1日改正)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月25日改正)

この要領は、令和3年6月25日から施行する。